

人材定着・活躍促進のための

日本語教育支援



外国人材の日本語力向上に取り組む事業者へ経費の一部を **補助** します



補助上限額

20万円 (補助率 **1/2** 以内) ※予算に達し次第受付を終了します

対象者

県内で外国人を雇用している事業者 (監理団体、登録支援機関含む)

対象事業

雇用する外国人向けに実施する日本語研修等 (講師派遣型、オンライン受講型等)
※受講定数が10人以下のオンライン形式の講義も交付対象です。

対象経費

日本語研修に係る経費 (講師謝金、受講料、テキスト代、オンデマンド教材受講料)
※交付決定日から事業実施年度の1月末までに支払いが完了したもの

申請期限

令和 **8** 年 **11** 月 **30** 日 (**月** 曜日)



補助金活用例

対象者 ベトナム人従業員
時間 90分×11コマ
実施方法 対面講義
内容 初級日本語研修 (N5~4レベル)

初級文型の学習、職場での使用語彙、表現等の学習及び練習



(事業実施者)

佐賀県中小企業団体中央会
外国人材日本語力向上支援事業補助金 担当
TEL:0952-23-4598 (平日9:00~12:00 13:00~16:30)
HP: https://www.aile.or.jp/_2802.html

お申し込み
お問い合わせ

申請は
こちら



交付までの流れ

3 ステップ

まずは研修内容の検討からスタート！

受講者の日本語レベル、目指したい日本語レベル、期間、費用等について、研修機関等と相談して研修内容を検討してください。

※研修内容についてお困りの場合は、佐賀県中小企業団体中央会までご相談ください。

書類はチェックに沿って進めるだけ。かんたんに作成できます



1 交付申請

「交付申請書」を提出してください。

交付決定の場合、中央会から交付決定通知書を送付します。

※申請書等は表面のQRコードからダウンロードできます。



2 事業実施

事業計画に沿って補助事業を実施

随時、研修の様子や学習の進捗状況を確認してください。



3 実績報告・補助金の請求

「補助事業実績報告書」を提出してください。

※事業完了日から起算して30日を経過した日又は事業実施年度の2月10日のいずれか早い日まで。実績報告の内容を審査の上補助金の額を中央会が確定し、額の確定通知書をお送りします。

額の確定後、「補助金交付請求書」により中央会へ請求してください。

補助金を活用した事業者の声

- ・事業所としてゆっくり日本語を教える時間がとれなかったが、教室を通してマナーなども学んでもらうことで、その負担が減った。
- ・受講前よりも従業員の笑顔が増えた。
- ・次の実習生の育成・相談役としての外国人材の中心的役割を担ってほしい。
- ・介護業務を遂行する上で有意義な研修であり、今後も継続していきたい。



研修を受講した外国人の声

日本語の勉強方法がわからなかったが、先生が気軽に相談に乗ってくれて助かった。